

令和8年4月7日

各障害福祉サービス等事業所 御中

廿日市市健康福祉部障害福祉課長

障害福祉サービス等に係る契約内容報告書の提出の一部省略について(通知)

平素から本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、事業者の皆様の事務負担軽減及び行政事務の効率化を図るため、これまで提出を求めていた「契約内容報告書」の取扱いを次のとおり変更し、提出を一部省略することといたしました。

つきましては、内容をご確認いただき、適切にご対応くださいますようお願い申し上げます。

1 国の事務連絡の要旨

「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の一部改正について(令和7年7月30日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡)」にて、国民健康保険団体連合会に審査支払事務を委託している市町村においては、契約内容報告書の提出を省略することができることとされました。

2 提出省略とする書類

契約内容報告書【新規契約・契約の変更】

※ただし、契約内容報告書【契約の終了】は引き続き、市へ提出が必要

3 適用開始時期 令和8年4月1日以降の契約締結分から

4 留意事項

- ① 契約内容報告書の**新規契約及び契約の変更に関する提出のみが不要**となるもので、契約の終了時の契約内容報告書の提出および事業所における契約内容の記録等は、引き続き、適切に管理・保存が必要です。
- ② **受給者証の事業者記入欄については、引き続き記載が必要**です。
記載ができていない場合は、基準を満たしていない状態となります。
- ③ 請求書明細情報により契約内容の確認ができない場合は、契約内容報告書の提出を求めることがあります。

【お問い合わせ先】

廿日市市健康福祉部
障害福祉課自立支援係

TEL (0829) 30-9128